

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について（令和2年3月30日時点）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、新学期の教育活動再開後に児童生徒等又は教職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止や学校の臨時休業の措置等に関して、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」も踏まえ、下記のとおり定めましたので、内容を確認の上、遺漏のないようお願いいたします。別紙「県立学校等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について」も参照してください。

記

1 児童生徒等又は教職員本人が感染した場合について

- (1) 児童生徒等が感染した場合（無症状の感染者も含む）
学校保健安全法第19条に基づき治癒するまで出席停止の措置を取る。
- (2) 教職員が感染した場合（無症状の感染者も含む）
出勤困難休暇を取得すること。
（令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること）
- (3) 学校の臨時休業の措置
県教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づく学校の臨時休業を速やかに行う。
※臨時休校の期間は1週間程度とする。ただし、感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の健康政策部と協議の上、期間の短縮や延長をする場合がある。また、学校は保護者等と連携し、期間中の児童生徒等や教職員等の健康状態を適宜把握すること。

2 児童生徒等又は教職員が感染者の濃厚接触者として特定された場合について

- (1) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者として特定された場合
当該児童生徒等に対しては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。その期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- (2) 教職員が濃厚接触者として特定された場合
年次有給休暇の取得又は在宅勤務とする。
（令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること）
- (3) 学校の臨時休業の措置
県教育委員会は、臨時休業の措置は行わない。各学校において登校・出勤前の検温等、十分に健康観察を実施すること。

3 感染者がいない学校も含む臨時休業について

1及び2とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、必要がある場合は、県教育委員会は県の健康政策部と十分に相談し、公衆衛生対策として感染者のいない学校も含めて臨時休業の措置を講じる場合があること。

4 発熱等の症状がある児童生徒等を休ませる指導の徹底について

学校は、感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うことを徹底すること。登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等で検温を実施すること。

また、学校において発熱や咳などの風邪の症状が見られたときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

5 教職員における感染対策について

上記1から4については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要がある、この場合、出勤困難休暇等の取得によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努め、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。

6 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について

児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、後日、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

7 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

【担当】

保健体育課	北村、廣田、池知	(TEL:088-821-4928)
高等学校課	山中、岩河	(TEL:088-821-4907)
特別支援教育課	原、吉井	(TEL:088-821-4741)

県立学校等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について

令和2年3月30日時点

【文部科学省】

	児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合	感染状況が拡大傾向にある地域
出席停止等	児童生徒等は治療するまで出席停止 教職員は治療するまで休暇等の取得	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止及び休暇等の取得	
臨時休業等の	感染者の症状、学校内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の衛生部局と十分に相談 学校の一部又は全部の臨時休業 感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止のみ	記載なし	一定期間、学校を休校にすることも選択肢の一つと考えられる。



【高知県教育委員会事務局】

	児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合	感染状況が拡大傾向にある地域
出席停止等	児童生徒等は治療するまで出席停止	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止及び休暇の取得 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること。	
臨時休業等の	臨時休業 感染者が発生した場合は、1週間程度は臨時休校とする。ただし、感染者の症状、学校内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の健康政策部と協議の上、期間の短縮や延長を要する場合がある。 ※教職員については濃厚接触者と特定された者のみ年次有給休暇の取得又は在宅勤務とする。 ※学校関係者(常時勤務していない職員)が感染した場合は、その都度判断する。	現時点では臨時休業等の措置は行わない。 ※各学校において十分に健康観察を実施する。	県の健康政策部と十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者のいない学校も積極的な臨時休業を検討する

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

・同一市町村内に複数の感染者が発生
・近隣の複数の学校における感染者の発生
…等
↓
地域全体での臨時休校を検討